

○君津市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則

平成28年2月26日

規則第5号

改正 平成30年3月30日規則第20号

令和元年11月26日規則第23号

令和3年3月31日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。
- (2) 居宅要支援被保険者 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (3) 事業対象者 省令第140条の62の4第2号に掲げる者をいう。
- (4) 指定事業者 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされる者及び君津市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定の手続等に関する規則（平成28年君津市規則第6号）第2条第2項の規定により指定を受けた者をいう。
- (5) 第1号事業支給費 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。
- (6) 第1号介護予防支援事業 法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護 予防支援事業をいう。

(第1号事業に要する費用の額)

第3条 第1号事業に要する費用の額は、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以

下「費用告示」という。)により算定する額とする。この場合において、費用告示に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)に規定する訪問介護、通所介護及び介護予防支援に係る1単位の単価は、10円に本市の地域区分及びサービス種類に応じて掲げる割合を乗じて得た額とする。

(第1号事業支給費の額の特例)

第4条 市長は、災害その他特別な事由があると認める場合で居宅要支援被保険者及び事業対象者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)が第1号事業に必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、当該居宅要支援被保険者等が受ける第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、前項の規定により第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(支給限度額)

第5条 居宅要支援被保険者が指定事業者による第1号事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が指定事業者による第1号事業を利用する場合の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに規定する単位数により算定した額とする。ただし、市長が必要と認めるときは、同号ロに規定する単位数により算定した額とすることができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第6条 市長は、居宅要支援被保険者が受けた指定事業者による第1号訪問事業及び第1号通所事業に要した費用の額として第3条の規定により算定した額から第1号事業支給費を控除して得た額(以下「第1号事業利用者負担額」という。)が著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給に相当する額を支給するものとする。

2 市長は、居宅要支援被保険者の第1号事業利用者負担額及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法(大正11年法律第70号)第115条第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく

高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額を支給するものとする。

(負担割合証の交付等)

第7条 事業対象者に対する利用者負担の割合を記載した証の交付は、居宅要支援被保険者の例による。

(利用の手続)

第8条 居宅要支援被保険者等は、事業を利用しようとするとき（介護予防サービスを合わせて利用しようとするときを含む。）は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（別記様式）により、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第20号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月26日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、令和元年9月9日から適用する。

附 則（令和3年3月31日規則第22号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第8条第1項）

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

		区分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		個 人 番 号	
生 年 月 日		性 別	
年 月 日		男 ・ 女	
介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター			
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名		介護予防支援事業所の所在地 地域包括支援センターの所在地	
		電話番号 ()	
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地	
		電話番号 ()	
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の事由等			
変更年月日 (年 月 日)			
君 津 市 長 様			
上記の介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。			
年 月 日			
住所			
被保険者 氏 名		電話番号 ()	
保険者確認欄		<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所番号	

(注意)

- この届出書は介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに君津市へ提出してください。
- 介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず君津市に届け出てください。届出のない場合は、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。
- 住所地特例の対象となる施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村窓口へ提出してください。

別記様式（第8条第1項）